

Q 農協の組合員ではない農業者等の方が、農協以外の融資機関（銀行、信用金庫又は信用協同組合）から借り入れる際の基金協会の債務保証の手続きはどのようなのですか。

A 農協の組合員でなくても、また、融資機関が農協でなくても、農業に関する融資であれば、基金協会の債務保証の対象になります。
このような場合の手続きは以下のとおりとなっています。

- ① 基金協会の債務保証を希望する農業者等の方は、基金協会の会員になる必要があります。会員になるためには、基金協会が定めるところにより、1口（1万円）以上の出資をしていただく必要があります。
- ② 融資機関と基金協会は、保証申込みに先立ち、債務保証契約を結びます。
- ③ なお、基金協会の債務保証の最高限度額は、自己リスク保証残高で基金の20倍（保証倍率）前後と定められておりますので、債務保証の利用者である農業者等被保証者の方と、その融資を行う融資機関とで、保証利用額に応じた負担（出資金等）をしていただく仕組みとなっています。

◆解説◆ 基金協会の保証倍率とは

基金協会が保証できる上限額は、基金協会の業務方法書において、保険金額を除いた自己リスク保証残高が基金（会員等利用者負担による出資金、交付金等で構成）の「〇〇倍」に相当する額となる場合の保証残高の合計額と規定されています。

この倍率「〇〇倍」のことを「保証倍率」と呼んでいます。



Q 基金協会の保証案件か、信用保証協会の保証案件か迷ったときはどうしたらよいですか。

A 近年、建設業、加工業、流通業等を行う方が、農業に参入するケースも見受けられ、従前、信用保証協会を利用してこられた方が、基金協会を利用することも想定されます。

このような場合においても、資金を必要とする方への信用補完が適切に行われ、円滑な融通が図られるよう、信用保証協会と基金協会とが、連絡・調整を図りながら対応していくこととしていますので、お近くのいずれかの協会にご相談下さい。

また、農業信用保証保険制度に関するお問い合わせは、基金協会のほか、農林水産省経営局金融調整課においてもお受けしております。

Q 一般企業が農地を借りて農業に参入する場合の手続きは、どのようにしたらよいですか。

A 次の手続きを経た上で参入が可能となっています。

(農業経営基盤強化促進法改正 (平成17年9月1日施行))

- ① どの地域 (市町村) で行うかを決定 (参入区域の確認、市町村等との調整)
- ② 市町村と「事業の適性かつ円滑な実施を確保するための協定」の締結
- ③ 農業を行う農地について、使用貸借による権利又は賃借権 (リース) の設定を受けることの農業委員会の許可等

参入できる法人

一般の株式会社、NPO法人など、農業生産法人以外の法人であっても、リース方式で農地の権利が取得できます。

※ 農業生産法人とは、農地法上、農地の所有権を取得できる要件を備えた法人です。

参入できる区域

耕作放棄地や耕作放棄されるおそれのある農地が相当程度あるところで、市町村が農業経営の基盤強化のために作成する基本構想で定めた区域です。

※ リースできる農地は、耕作放棄地に限りません。

農地の借入れ

市町村等ときちんと農業を行う等の協定を締結すれば、市町村又は農地保有合理化法人から農地を借りることができます。

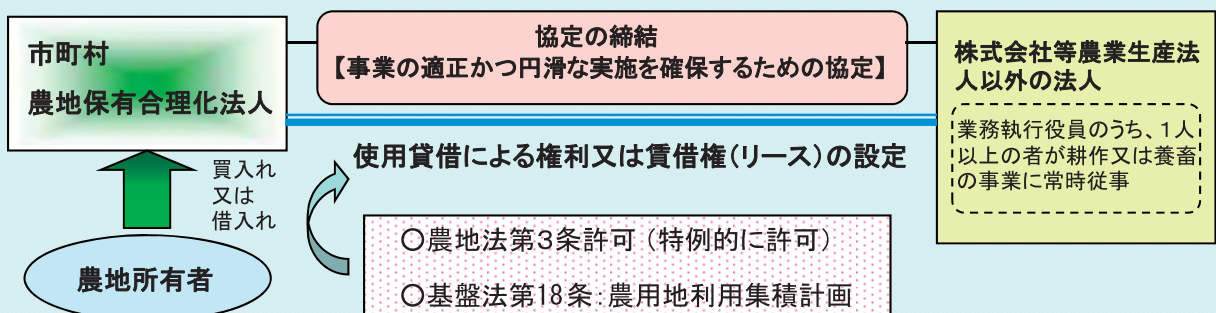
なお、農地の借入れの許可に当たっては、耕作等に常時従事する人の中に、業務執行役員が1人以上いることが必要となります。

その他

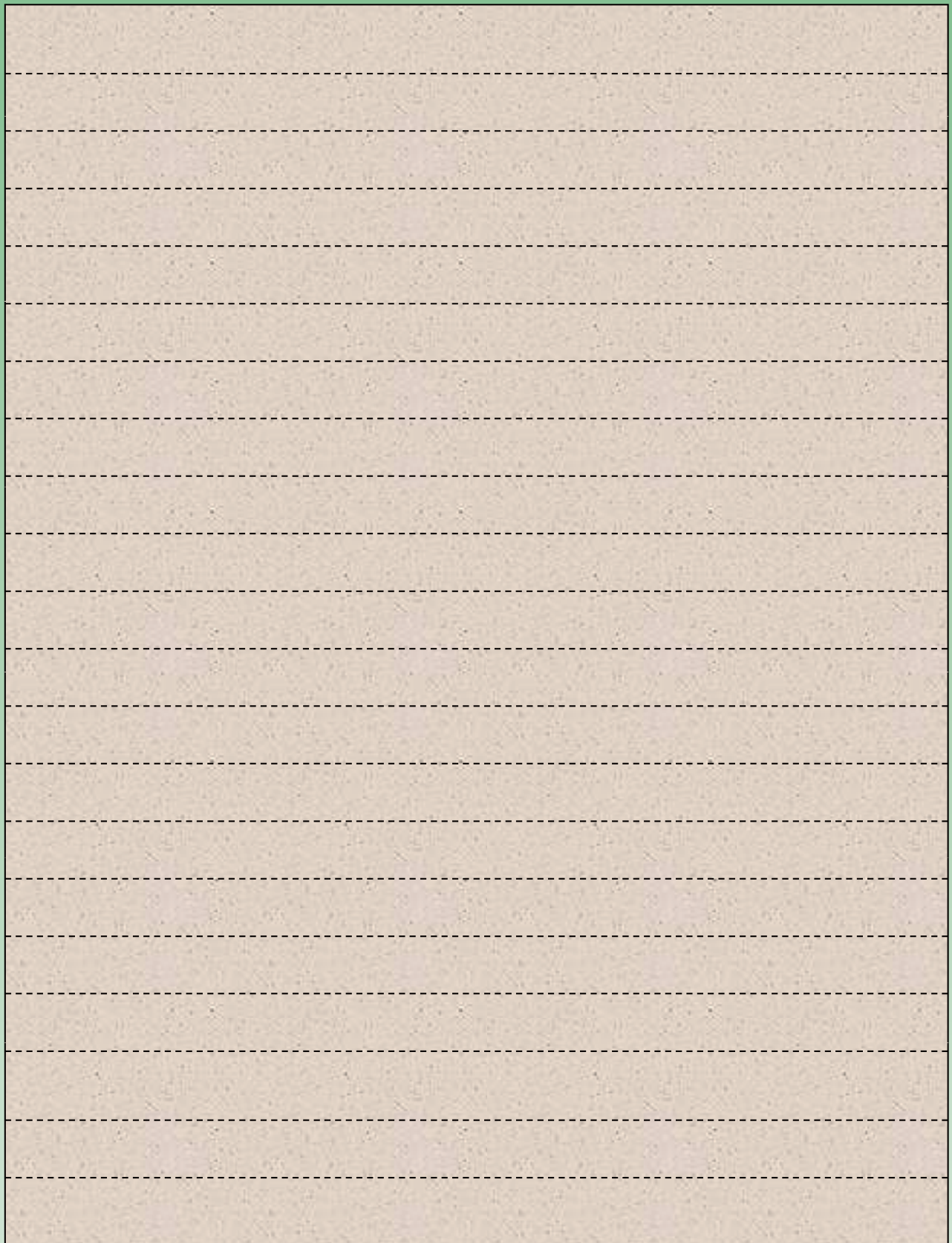
農業をやめるなど協定に違反した場合には、リース契約が解除され得る仕組みとなっていますが、協定違反がない場合には、リース契約が解除されることはないので、期間中は安心して農地を利用することができます。

また、期間満了時には、農地の所有者等の了解を得た上で、借入期間を延長することが可能です。

農業生産法人以外の法人への農地等の貸付け



MEMO

A large rectangular area with a light beige background and horizontal dashed lines, intended for writing a memo. The area is bounded by a solid black line on the top, bottom, and sides. The dashed lines are evenly spaced and run horizontally across the entire width of the area.

相談窓口のご案内

農業信用基金協会窓口一覧		住 所	電話番号
北海道農業信用基金協会	〒060-0004	札幌市中央区北四条西1丁目1番地北農ビル14階	011-232-6085
青森県農業信用基金協会	〒030-0847	青森市東大野2丁目1番地15	017-762-2751
岩手県農業信用基金協会	〒020-0022	盛岡市大通1丁目2番1号産業会館2階	019-626-8564
宮城県農業信用基金協会	〒980-0011	仙台市青葉区上杉1丁目2番16号JAビル宮城10階	022-264-8661
秋田県農業信用基金協会	〒010-0976	秋田市八橋南2丁目10番16号	018-864-2394
山形県農業信用基金協会	〒990-0042	山形市七日町3丁目1番16号山形県JAビル6階	023-634-8272
福島県農業信用基金協会	〒960-0231	福島市飯坂町平野字三枚長1番地1	024-554-3225
茨城県農業信用基金協会	〒310-0022	水戸市梅香1丁目1番4号	029-232-2290
栃木県農業信用基金協会	〒320-0033	宇都宮市本町12番11号	028-626-2350
群馬県農業信用基金協会	〒379-2147	前橋市亀里町1310番地	027-220-2167
埼玉県農業信用基金協会	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048-829-3455
千葉県農業信用基金協会	〒260-0031	千葉市中央区新千葉3丁目2番6号	043-245-7470
東京都農業信用基金協会	〒190-0022	立川市錦町2丁目6番2号ステラNKビル6階	042-528-1364
神奈川県農業信用基金協会	〒243-0013	厚木市泉町3番13号厚木駅前農協会館2階	046-226-5191
山梨県農業信用基金協会	〒400-8530	甲府市飯田1丁目1番20号	055-223-3601
長野県農業信用基金協会	〒380-0826	長野市北石堂町1177番地3JA長野県ビル10階	026-236-2412
新潟県農業信用基金協会	〒951-8116	新潟市中央区東中通1番町189番地3JA新潟ビル7階	025-230-2411
富山県農業信用基金協会	〒930-0006	富山市新総曲輪2番21号	076-445-2322
石川県農業信用基金協会	〒920-0383	金沢市古府1丁目220番地	076-240-5584
福井県農業信用基金協会	〒910-0005	福井市大手3丁目2番18号	0776-27-8295
岐阜県農業信用基金協会	〒500-8367	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	058-276-5253
静岡県農業信用基金協会	〒422-8691	静岡市駿河区南町14番25号エスパティオ4階	054-284-9872
愛知県農業信用基金協会	〒460-0003	名古屋市中区錦3丁目3番8号	052-951-3619
三重県農業信用基金協会	〒514-0006	津市広明町122番地の1	059-229-9211
滋賀県農業信用基金協会	〒520-0807	大津市松本1丁目2番20号滋賀県農業教育情報センター5階	077-521-1722
京都府農業信用基金協会	〒601-8585	京都市南区東九条西山王町1番地京都JA会館内	075-681-4527
大阪府農業信用基金協会	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号JA大阪センタービル9階	06-6204-3626
兵庫県農業信用基金協会	〒650-0024	神戸市中央区海岸通1番地	078-333-5855
奈良県農業信用基金協会	〒630-8131	奈良市大森町57番地の3奈良県農協会館内	0742-27-4180
和歌山県農業信用基金協会	〒640-8331	和歌山市美園町5丁目1番地の1	073-426-8122
鳥取県農業信用基金協会	〒680-0833	鳥取市末広温泉町723番地	0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	〒690-0887	松江市殿町19番地1	0852-31-3628
岡山県農業信用基金協会	〒700-0826	岡山市北区磨屋町9番18の401号	086-232-2382
広島県農業信用基金協会	〒730-0051	広島市中区大手町4丁目7番3号	082-247-4257
山口県農業信用基金協会	〒754-0002	山口市小郡下郷2139番地	083-973-3290
徳島県農業信用基金協会	〒770-0011	徳島市北佐古一番町5番12号	088-634-2653
香川県農業信用基金協会	〒760-0023	高松市寿町1丁目3番6号	087-825-0281
愛媛県農業信用基金協会	〒790-8555	松山市南堀端町2番地3	089-948-5677
高知県農業信用基金協会	〒780-8511	高知市北御座2番27号	088-802-8045
福岡県農業信用基金協会	〒810-0001	福岡市中央区天神4丁目10番12号JA福岡県会館信連別館6階	092-711-3840
佐賀県農業信用基金協会	〒840-0803	佐賀市栄町2番1号	0952-25-5301
長崎県農業信用基金協会	〒850-0862	長崎市出島町1番20号	095-820-2081
熊本県農業信用基金協会	〒860-0842	熊本市南千反畑町2番3号	096-328-1270
大分県農業信用基金協会	〒870-0044	大分市舞鶴町1丁目4番15号農業会館5階	097-538-6456
宮崎県農業信用基金協会	〒880-0032	宮崎市霧島1丁目1番地1JAビル2階	0985-31-2241
鹿児島県農業信用基金協会	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町15番地JA鹿児島県会館7階	099-258-5635
沖縄県農業信用基金協会	〒900-0023	那覇市楚辺2丁目33番18号	098-831-5321

独立行政法人農林漁業信用基金窓口

独立行政法人農林漁業信用基金 農業管理室	〒101-8506	東京都千代田区内神田1丁目1番12号コープビル5階	03-3294-4483
-------------------------	-----------	---------------------------	--------------

農林水産省担当窓口

農林水産省経営局金融調整課	〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号農林水産省5階	03-6744-2171
---------------	-----------	--------------------------	--------------